

教育委員会会議の概要（10月定例会）

◆ 日 時 平成26年10月17日（金曜日）午後3時00分

◆ 場 所 東二番丁仮庁舎 教育局第一会議室

◆ 出席委員 委員長 永広 昌之
委員長職務代理者 宮腰 英一
委員 草刈 美香子
委員 今野 克二
委員 齋藤 道子
委員（教育長） 上田 昌孝

◆ 会議の概要

1 開 会 午後3時00分

2 8月定例会会議録承認

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

（1） 市議会報告について

（総務課長 報告）

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員長

報告事項（1）の資料13ページの教育委員会の障害者雇用について、教育委員会の障害者雇用率が低いということを以前に報告していただいたことがあるが、その時は、障害者が教員免許を取得するには非常に大きな関門があるとの説明であった。障害者の教員免許取得率が向上しなければ、いつまでも教育委員会だけが雇用率が低い状況が続いてしまう。答弁では指定都市教育委員・教育長協議会等を通じて検討を進めていくとのことであるが、具体的にはどのような検討を進めていくのか。

総務課長

教員免許の取得に係る制度については、国への要望が第一になると考えている。現在は教員や学校事務職員の選考採用を実施しているとともに、学校事務職員や学校用務職員について非常勤嘱託での採用なども行っている。それらの非常勤嘱託の採用については、基本的には年度当初に採用をしていたが、今後は年度途中でも随時採用を行い、学校と十分調整しながら配置を進めていくこととしている。

委員長

国への要望に対して、どのような回答があったのか。

総務課長

この件については、国への要望はまだ行っていない状況である。まずは、指定都市教育委員・教育長協議会等において情報交換を行うなど、今後検討していきたいと考えている。

委員

多くの議員から、中学校社会科における不適切な授業についての質問があり、今回のような事案が発生しないように全校に徹底する必要があると考え、全校長に指示したとのことであるが、その指示に対して学校からの回答はあったのか。

学校教育部長

各学校長に対して「授業における公正かつ適正な指導及び適切な資料の活用について」という通知を出した。通知の内容としては、社会科などの授業で歴史的な見解が分かれているものを取り扱う場合等において、公正かつ適切な指導となるように十分に留意するなど、教育の公正、中立性の確保の徹底を図るよう教員に注意喚起及び指導をお願いするというものであり、特に学校からの回答を求める通知ではなかったものである。

委員

報告事項（１）の資料１ページの不登校の未然防止の取り組みについて、長期の欠席に至らないように、教職員全体で取り組むことが大切で、学校を挙げて取り組んでいくと答弁している。また、幼稚園・保育所、小中学校間の連携を緊密に図っていききたいとのことである。縦横の連携を図って問題を共有化していくということは分かるが、一人一人の状況は異なる。いじめや家庭の事情、授業についていけないなど、不登校にはいろいろな理由があると思う。連携することで、逆に肝心なところが見えてこないという問題も生じてしまうことも考えられる。各学校では基本的にはクラス担任が中心となって対応していくと思うが、専門的な知見を持った教職員が対応しなければ、いくら連携を緊密にしても、不登校の未然防止あるいは不登校に陥った場合の対応が十分できないのではないかと。統計を見ると仙台市の不登校児童生徒数はかなり多く、特に中学校は少なくとも１クラスに１名は不登校の生徒がいる。中学校ほどではないが、小学校も多い状況である。抜本的な対策として、専門職員を核とした体制を各学校で構築できないものか。具体的な取り組みをいろいろとしていると思うが、現状としてはどのような取り組みをしているか。

学校教育部長

市議会での質問の趣旨としては、不登校にならないための前段の取組みが重要だということで、不登校の予防措置としての取組みを指摘されたものである。そうしたことから、早期の対応ということで長期の欠席に至る前に子どもたちの状況を早めに把握して対応すること、また不登校の原因の一つとして「小１プロブレム」「中１ギャップ」というように小学校や中学校に入学した段階で、なかなか適応できずに不登校になってしまうなど、学校生活における節目を迎えた時期に不登校になってしまう傾向があるため、あらかじめ幼稚園と小学校との連携、小学校と中学校の連携の中で、不登校にならないための対策を図っていく必要があり、徹底していききたいという趣旨で答弁したものである。

各学校における不登校の対策としては、担任の教員だけではなく、学校全体として取り組む必要があるという認識のもと、各学校で取り組んでいる。そうした中で、スクールカウンセラーとの連携、あるいは不登校の児童生徒の家庭に福祉的な課題などがある場合に備えて、今年度からスクールソーシャルワーカーを配置している。そういった専門的な知識を持った方の活用も含めて、不登校対策に取り組んでいるところであり、今後ともしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

委員

スクールソーシャルワーカー等を活用して、不登校の実態としてどのようなケースがあるかしっかり把握していただき、それに対して、学校と保護者が連携して対応を決めていくことが必要だと思う。スクールソーシャルワーカーはすべての小中学校に配置しているのか。

学校教育部長

スクールソーシャルワーカーについては、現在、教育相談課に配置しており、各学校からの要望に応じてそれぞれの学校に派遣して対応している状況である。なお、スクールカウンセラーについては、震災後の状況も踏まえて、全校に配置している。

委員

報告事項（１）の資料１３ページの教育委員会の障害者雇用に関連して、民間企業でも１００人で２人雇用しなければならないものであり、非常に厳しくなっている。市からも指導されており、また商工会議所からも早く法定雇用率を達成するように言われている。いずれ民間企業の場合は従業員が５０名以上になると、障害者を雇用しなければならなくなりそうである。教員についても、障害者を採用するなどいろいろ検討していかなければ、時代から取り残される可能性がある。今後しっかりと取り組み、仙台市が全国のモデルケースになればいいと思う。

委員

報告事項（１）の資料１２ページの市民センターについて、どのような質問があったのか、もう少し詳しく教えていただきたい。

理事

教育局に対する質問としては、社会学級や生涯学習事業など、ソフト面についての質問であった。その他としては、市民センターのハード整備について、市民センターやコミュニティ・センターの配置基準の見直しに関する質問があったが、それは担当部局が市民局であり、教育局に対する質問を市議会報告としてまとめており、他局への質問については割愛させていただいている。

各地域の人口状況も変わってきたり、まちの形成や生涯学習に対する市民意識の高まり等もあるので、市民センターの設置基準を見直す必要があるのではないかという質問があった。それに対して市民局では、さまざまな地域特性を踏まえ、今後市民センターの整備・配置方針の検討に取り組んでいきたいと答弁した。

委員長

何人かの議員から、小規模校への対応あるいは大規模校への対応、さらにそれと関連する学校跡施設の利用についての質問があった。これについては、一定規模確保に向けた対応方針等の見直しを進めているが、年度内に確実に見直しをしていただき、小規模校等の課題を少しでも解決できるようにしていただきたいと考えているので、よろしく願いたい。

**（２） 平成２６年度全国学力・学習状況調査の分析結果と指導改善の方策について
（学びの連携推進室長 報告）**

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員長

全国学力調査の分析結果について、小学校、中学校ともに、全国あるいは大都市の平均に比べて、仙台市の平均はすべて上回っていて、特に中学校に関しては大幅に上回っている。報告事項（２）の資料１には今年度の結果だけが記載されているが、全国あるいは大都市と比較して、仙台市の平均は経年変化で見ると、どういう状況になっているか。

学びの連携推進室長

全国学力・学習状況調査は平成１９年度から実施されており、全国と比較については、小学校６年生、中学校３年生ともに、毎年すべての教科で上回っている。大都市との比較については、昨年度は国語Ａ、小学校６年生の算数Ｂが下回るなど、下回っている年もある。

委員長

大都市との比較で見ると、今年度はある程度改善されたと理解してよいか。

学びの連携推進室長

そのとおりである。

委員

震災後、特に顕著に変わったものがあれば、教えていただきたい。

学びの連携推進室長

震災後、結果が変わったところとしては、仙台市の児童生徒は、地域への関心や、地域をよくするために活動に参加する、あるいはそういう意識が高まっている。学力面では特に震災の影響はないと考えている。

委員

報告事項（２）の資料２の１ページの分析結果１の「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」というポイントが伸びていることはすばらしいことだと思うが、子どもたちだけではなく、子どもたちの保護者など若い世代の方々ももっと地域や社会に関心を持つべきだと思う。そうした点については、生涯学習課と連携して取り組むなど、より広がりのあるものにしていただきたい。

同じく資料２の２ページの分析結果３の総合的な学習の時間での取組みについては、ポイントが伸びていて、非常によいことだと思う。いろいろ工夫して授業をしていかななくてはいけない先生方は大変かもしれないが、やはり総合的な学習の時間は子どもたちにとってすばらしい体験になると思うので、ぜひ今後も重要視していただきたい。

委員

報告事項（２）の資料２の６ページの「家で、学校の授業の復習をしている」という質問について、平成１９年度と比較すると、小学校６年生、中学校３年生ともに、している、どちらかといえはしているという割合が増えている。しかしながら、全くしていない、あるいはあまりしていないという児童生徒が、小学校６年生、中学校３年生ともに約３５％いるが、これはどう解釈すればよいか。例えば塾に行って家庭で復習できない、あるいは部活動で忙しくてなかなかそういった時間がとれないということが想定されるが、これはどう受け止めているのか。

学びの連携推進室長

報告事項（２）の資料２の１ページの分析結果２のとおり、仙台市の子どもたちは全国と比べて高い割合で予習復習はしていると捉えているが、これはあくまでも全国との比較である。ご指摘のとおり、３割程度の子供たちは予習復習が定着していないことから、各学校において、家庭と協力しながら家庭学習の習慣あるいは予習復習の大切さをさらに指導していきたいと考えている。

なお、塾に通っている割合は、全国に比べて仙台市は若干低いですが、今年度の調査では、小学校６年生で約４５％、中学校３年生で約６５％の子供たちが塾に通っている。基本としては、学校の宿題をきちんとやる、そして学校の授業の予習復習をきちんと家庭でやるという習慣をつけることが大切だと考えているので、今後とも家庭と連携しながら指導していきたいと考えている。

委員

そうすると、塾に行って勉強している場合は、学校の授業の予習復習をしていると捉えてよいか。塾もさまざまであり、子どもたちの息抜きの場というところもある。塾が学校の授業に良い影響なのか、学力向上に反映されているのかどうかといった問題もやはり注意していかなければいけないかと考える。

次に、総合的な学習の時間について、学習状況調査とは少し話が違うが、京都市の堀川高校と教員の人事交流をして、他府県の優れた教育実践を仙台市でも学び、活かしていきたいということであった。残念ながら３月に京都に戻ったが、他府県の優れた実践、特に総合的な学習の時間など、堀川高校の場合はそれに近い探究科を設けてやっているようである。基本的には自分でいろいろ計画を立てて調べて、それを文字に表すというパターンである。そうした優れた事例をもっと積極的に小中学校にも取り入れてもいいのではないかと考える。

学びの連携推進室長

塾での学習については、家での予習復習に含まれていないが、塾や家庭教師を含んで１日当たり１時間以上勉強しているかという設問があり、その割合としては、中学校３年生の平日では、

全国より仙台市がプラス2.1%, 休日、土日ではプラス5.5%になっており、7割以上の生徒が1時間以上勉強している。塾での学習も含めて、全国よりも勉強の習慣がついていると捉えている。ただし、3割程度の生徒は1時間以上勉強していないということになるので、今後とも継続して働きかけをしていきたい。

総合的な学習については、堀川高校の探究科のすばらしい実践や、郷土学習を長年やってきている秋田県の例など、他の地域のすばらしい総合的な学習の実践について今後とも情報収集していきたい。自分づくり教育など、総合的な時間の核となるものを確立して、総合的な学習の時間を充実させることが、応用力がつくと考えている。今年度から開始したスチューデント・シティ、ファイナンスパーク事業も含めて充実させていきたい。

委員

ぜひお願いしたい。秋田県の郷土学習の事例も挙げられたが、今の政策課題になっている地方の創生にも関わってくることなので、ぜひ総合的な学習の時間にそうした考え方、アイデアを反映させていただきたい。

委員

小学校、中学校ともに、どの教科も思考力や読解力の応用力が向上しており、非常にいい結果である。

総合的な学習において、自分の意見を発表するなど、そういったものが社会に出て役立つという意識を持っている子どもたちがたくさんいるので、どの授業においても、今後そういったものが自分のためになるという意識を持つような授業を展開していただきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

委員長

報告事項(2)の資料2の5ページから6ページを見ると、家で計画を立てて勉強している、あるいは予習復習をしている割合が、小学校、中学校ともに年々に増加している。特に全くしていないという割合も、減少しているところは大いに評価できる場所であり、全体としての勉強に対する取り組みという意味では前進している。

ただ、一方、少し気になるのが、同じ資料の7ページから9ページを見ると、例えば国語の授業で資料を読んで自分の考えを話す、相手に伝える、理由をきちんと述べて伝えるというところを見ると、トータルとしては、どちらかといえば、当てはまるも含めると微増となっており、改善されてはいるが、特に小学校については、当てはまらないという子どもたちの割合がほとんど変わっていない。設問によっては、当てはまらないという割合が全国よりも仙台市の方が高いものもあり、総体としてはうまくいっているが、底上げという意味でより一層の工夫が必要である。これは、家で勉強するよう、あるいは家で予習復習するよう指導することでは解決しない問題である。今回の改善策の中にもあったが、個別の事情を考えた上で、きめ細かな指導が必要だと思う。

委員

大都市の数字と比較しても仙台市がいい結果であるが、おそらく20年ぐらい前は、仙台市の教育レベルはほかの大都市に比べると高い数字ではなかったと思う。今年度の結果だけが良かったのか、最近の傾向としては大都市と比較しても仙台市はいい結果になっているのか。

学びの連携推進室長

大都市との比較については、近年、概ねいい結果になっている。特に今年度の中学校は大都市の中でもトップレベルの状況である。

(3) 元学校事務職員による不適正な事務処理等について

(教職員課長 報告)

資料に基づき報告

[主な質疑]

委員

今回の事案は私文書偽造ということだが、特別支援教育就学奨励費については、この事案のみであり、過去にはないとのことであるが、その他の就学奨励費についてはこういった問題はなかったのか。

教職員課長

その他の就学奨励費等も含め、過去5年間の現金を支給する事務について点検、確認したところ、未支給のものはなかった。

委員

再発防止策として、できるだけ銀行振り込みにする、また現金支給の領収書の様式を変更することである。そうした対策をすることで、今後こうした事案が発生しなければいいと思う。

委員

今までは領収書に印鑑だけ押印し、署名をもらっていなかったので、保護者の名字の印鑑をいくつか持っていて、押印したということか。

学校教育部長

そのとおりである。

委員

再発防止策として、職員間の事務引き継ぎを徹底し、その確認をすると強調していたが、それが一番大切なことだと思う。事務引き継ぎがきちんとできていれば、銀行振り込みでなくてもいいのではないかと、今後検討していくべきである。一番は引き継ぎであり、非常に大事なことだと思う。

委員長

5月23日に学事課からの連絡があり、校長が本人に確認をしたとのことである。通常は、こうした現金支給のものについての確認はどのように行っているのか。学事課と保護者との間に学校が入ると思うが、領収書の確認作業はどの時点で行っているのか。

学校教育部長

就学援助はある一定所得以下の世帯に対して子どもの就学を援助するために助成するものであり、特別支援教育就学奨励費は特別支援学級等に在籍する児童生徒に対する就学援助である。

支給までの流れとしては、学校から申請があった受給対象分を学事課から学校口座に振込み、学校から保護者にお渡しをしている。基本的には、銀行振込としているが、保護者から現金で受領したいという要望があれば、現金で支給しており、現金支給の際には、保護者から受領印をいただいている。すべての保護者への支給が完了した段階で、学事課に領収書を提出するという流れになっている。

通常、自治体の会計は年度ごとの会計になっており、3月31日で締めになるが、当該年度の精算については、5月末までの出納整理期間中に整理をすることになっている。

平成25年度分の特別支援教育就学奨励費として3月24日に学事課から学校口座に振込みをしていたが、5月23日になっても領収書が学事課に提出されていなかったことから、学校に問い合わせをし、学校が元事務職員に確認したところ、領収書を持参したとのことである。学校は、領収書の形式としては整っているため、すべての保護者への支給が完了したと思い、学事課に領収書を提出した。

委員長

通常、支給対象者のそれぞれの領収書は学校を経て、学事課に提出されるのか。

学校教育部長

領収書については支給対象者名簿と兼ねる様式になっており、一覧表になっている。したがって、支給対象者への支給がすべて終わった段階で学校から学事課に提出されることになる。1人ずつの支給が終わった段階で、それぞれ提出されるものではないということをご理解いただき

たい。

委員

そもそも、なぜこのようにしたとご本人は言っているのか。

教職員課長

今回の会計処理に限らず、元学校事務職員は体調不良ということもあり、事務がかなり遅れていた。そのために退職願を出して、年度末に退職することにはなったものの、3月31日まで業務が終わらなかった。そこで、退職後も学校に来て残務整理していた状況であり、4月1日の時点で後任の事務職員に引き継ぐことができなかった。そうしたこともあり、新しい事務職員に迷惑をかけることはできないと考え、自分で何とかしようとしたと本人は言っていた。

委員

精神的ストレスや病気疾患等ではないということか。

教職員課長

そのように認識している。

委員

自分で何とかしようというのは、形式的に書類を整えるという意味か。

教職員課長

お金を保護者に渡すこと、書類を整えることも含め、すべての業務を自分でやろうとしたと本人は言っている。

委員

そうすると、先に領収書を整えて、現金は後から保護者に渡そうと最初は思っていたということか。

教職員課長

本人の話では、支払うつもりでいたとのことである。ただし、4月1日に出金し、7月23日まで所持していた。その間に、新しい事務職員に頼むなりすれば、保護者に渡すことはできたものであり、本人はそのように言っているが、納得できるものではないと考えている。

委員長

当初の意図はどうであれ、少なくとも途中経過を見れば問題があったと言わざるを得ない。特に事務引き継ぎの徹底をきちんとしていれば、もしかすると未然に防げた可能性もある。そういう意味では、今回のことも考慮しながら、さらに事務処理の厳格化を図っていただきたい。

5 付 議 事 項

第23号議案 仙台市学校給食運営審議会委員の委嘱等について (秘密会)

(健康教育課長 説明)

原案のとおり決定

6 そ の 他

事 務 局 次回定例教育委員会は11月14日(金)に開催する予定である。

7 閉 会 午後4時32分